

仕事と生活の調和へのアプローチプラン

みつめよう 仕事と生活のバランス みつけよう 家族に優しい働き方



平成 19 年 2 月
中国・四国ブロック仕事と生活の調和推進会議

中国・四国ブロック仕事と生活の調和のための中間提言

労使の自主的な取組により労働者の抱える多様な事情やニーズを踏まえながら、労働時間や休日、休暇のあり方などを労働者の健康と生活に配慮したものにして、労働者一人ひとりの仕事と生活の調和を図ることなどを目的とした「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」が平成 18 年 4 月 1 日から施行されました。

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するためには、生活に密着したそれぞれの地域における理解と協力が不可欠であることから、中国・四国地方の 9 県を一つのブロックとした仕事と生活の調和推進会議が設置され、中国・四国地方の労使をはじめ学識経験者等 15 名の委員により平成 18 年度に 4 回の審議を行ってきました。

本会議において、仕事と生活の調和を推進するに当たってはその基本理念についての合意の形成が重要であるとの意見から、基本理念を中心に検討を重ね、基本理念と推進項目等からなる「中国・四国ブロック仕事と生活の調和へのアプローチプラン」を労使双方の参考に資するため提案します。

また、平成 19 年度に推進項目毎に実施するうえで参考となる手法についてのメニューを策定し、最終提言を行う予定です。

1 趣旨（仕事と生活の調和推進が必要とされる社会的背景）

わが国の社会・経済環境は、情報通信技術の急速な発展、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化等により大きく変わりつつあります。このような中で少子・高齢化等、日本社会の抱えるひずみが深刻な問題となってきました。加えて、労働環境も正社員の割合が減少しパートタイム、有期契約、派遣労働者等の割合が増加するなど、雇用形態の変化と労働時間の長い者と短い者の割合が共に増加する、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」が進んでいます。

そして、長い労働時間等の業務に起因した心身両面の疾患が増加しています。さらに、価値観、生活観、家庭環境、人生の目標等の労働者の意識や抱える事情の多様化が進んでいます。

このような社会的背景の中で、一人ひとりの労働者が、仕事と生活の調和のとれた自律的な働き方を実現することが、豊かで健全な社会へ発展するために重要となってきました。このため、中国・四国ブロック内において、労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和が円滑に進められるよう、労使双方の参考に資するため、このアプローチプランを提案します。

2 仕事と生活の調和推進により目指すもの

豊かで健全な社会の実現と国民経済の発展

3 仕事と生活の調和推進の基本理念

仕事と生活の調和を推進するに当たって、以下の基本理念に則り推進していくことが効果的と考えます。

(1) 労働者の生活と企業経営双方の向上・発展

労働者の生活と企業経営を調和させながら、双方の向上・発展を図ることが重要です。

(2) 働きがい、やりがいのある職場づくり

人々が働きがい、やりがいを持って働くことは充実した労働生活を営む上で重要な要素であり、このような職場づくりのため労使が話し合い、職場の活性化を図ることが必要です。

(3) 多様化する価値観、生活観、家庭環境等への相互理解

人々の価値観、生活観、家庭環境、人生の目標等は多様化していることから、豊かな生活の実現においても一律な価値観等による対応は困難となっており、労使や職場における相互理解が必要です。

(4) 長時間労働の削減と心身両面の健康への配慮

業務改善による長時間労働の削減は、労働生産性の向上につながります。

また、長時間労働等によって生じる疲労・ストレスの蓄積は健康を害する恐れがあるため、

心身両面の健康への配慮が不可欠です。

(5) 多様で柔軟な働き方の整備による人材の確保・能力発揮

多様に変化するライフスタイルやライフステージ（結婚、出産、子育て、家族の介護等）に対応する柔軟な働き方の整備を図ることにより、人材を確保し、その能力発揮を図ることができます。

なお、子育てや家族の介護等は女性だけの問題ではなく、男女を問わず取り組まなければならない問題です。

(6) 仕事と自己啓発活動、地域活動等との調和

人々が充実した社会生活を営む上で自己啓発活動や地域活動等も重要な要素であり、仕事とこれらの活動のバランスがとれていることも必要です。

また、これらのバランスがとれると心身のリフレッシュや視野が広がること等により新たな発想による仕事のやり方を見直す効果も期待できます。

4 推進項目

仕事と生活の調和の推進に当たっては、

「みつめよう 仕事と生活のバランス

みつけよう 家族に優しい働き方」

をスローガンとし、以下の項目を推進することを提案します。

(1) 労使で話し合う場の設定及び活性化

仕事と生活の調和の実現のためには、働く側と職場の個々の実情に応じたバランスが必要であり、労使で話し合う場（労働時間等設定改善委員会など）の設定及び活性化によりバランスのとれた働き方について職場における理解と協力のもとで自主的に取り組みましょう。

(2) 多様な働き方の整備と労働者による選択

労働者と職場の実情に応じた変形労働時間制を始めとした弾力的な労働時間制度等や就労形態間の移行ができる働き方の仕組みといった多様な働き方の選択肢の整備を図りましょう。

(3) 長時間労働の削減と健康の確保

労働時間の適正管理（法令順守）による長時間労働者の実態把握と所定外労働削減のための組織的な対応を図るとともに労働者の健康保持に取り組ましましょう。

(4) 年次有給休暇を取得しやすい環境整備

年次有給休暇の取得促進のためには、制度整備だけでなく、制度運用面の改善や工夫が重要であり、労使の意識改革や職場における取得しやすい雰囲気づくりを図りましょう。また、計画的な取得を促進しましょう。

(5) 家庭と地域等に配慮した職場環境整備

子育て・介護しやすい職場環境づくりや学校行事や地域等での活動に参加しやすい職場環境の整備を図りましょう。

社会的背景

- (1) 情報通信技術の急速な発展、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化
- (2) 人々の価値観、生活観、家庭環境、人生の目標等の多様化
- (3) 急激な少子高齢化等、日本社会の抱えるひずみの進行
- (4) 雇用形態の変化と「労働時間分布の長短二極化」の進展
- (5) 長時間労働等に起因した心身両面の健康への影響

目指すもの

豊かで健全な社会の実現と国民経済の発展

基本理念

- 1 労働者の生活と企業経営双方の向上・発展**
労働者の生活と企業経営を調和させながら、双方の向上・発展を図ることが重要である。
- 2 働きがい、やりがいのある職場づくり**
人々が働きがい、やりがいを持って働くことは充実した労働生活を営む上で重要な要素であり、このような職場づくりのため労使が話し合い、職場の活性化を図ることが必要である。
- 3 多様化する価値観、生活観、家庭環境等への相互理解**
人々の価値観、生活観、家庭環境、人生の目標等は多様化していることから、豊かな生活の実現においても一律な価値観等による対応は困難となっており、労使や職場における相互理解が必要である。
- 4 長時間労働の削減と心身両面の健康への配慮**
業務改善による長時間労働の削減は、労働生産性の向上につながる。また、長時間労働等によって生じる疲労・ストレスの蓄積は健康を害する恐れがあるため、心身両面の健康への配慮が不可欠である。
- 5 多様で柔軟な働き方の整備による人材の確保・能力発揮**
多様に変化するライフスタイルやライフステージ（結婚、出産、子育て、家族の介護等）に対応する柔軟な働き方の整備を図ることにより、人材を確保し、その能力発揮を図ることができる。
- 6 仕事と自己啓発活動、地域活動等との調和**
人々が充実した社会生活を営む上で自己啓発活動や地域活動等も重要な要素であり、仕事とこれらの活動のバランスがとれていることも必要である。

推進項目

みつめよう 仕事と生活のバランス

みつめよう 家族に優しい働き方

I 労使で話し合う場の設定及び活性化
仕事と生活の調和の実現のためには、働く側と職場の個々の実情に応じたバランスが必要であり、労使で話し合う場（労働時間等設定改善委員会など）の設定及び活性化によりバランスのとれた働き方について職場における理解と協力ののもとで自主的に取り組みましょう。

II 多様な働き方の整備と労働者による選択
労働者と職場の実情に応じた変形労働時間制を始めとした弾力的な労働時間制度等や就労形態間の移行ができる働き方の仕組みといった多様な働き方の選択肢の整備を図りましょう。

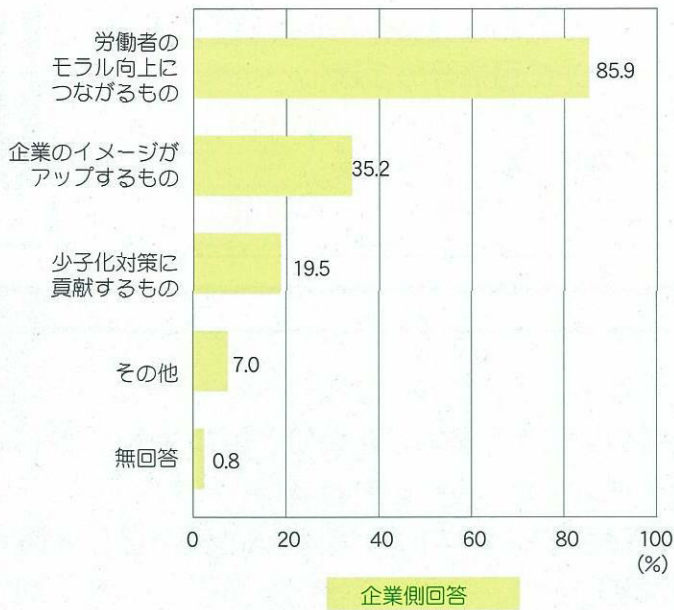
III 長時間労働の削減と健康の確保
労働時間の適正管理（法令順守）による長時間労働者の実態把握と所定外労働削減のための組織的な対応を図るとともに労働者の健康保持に取り組みましょう。

IV 年次有給休暇を取得しやすい環境整備
制度整備だけでなく、制度運用面の改善や工夫が重要であり、労使の意識改革や職場における取得しやすい雰囲気づくりを図りましょう。また、計画的な取得を促進しましょう。

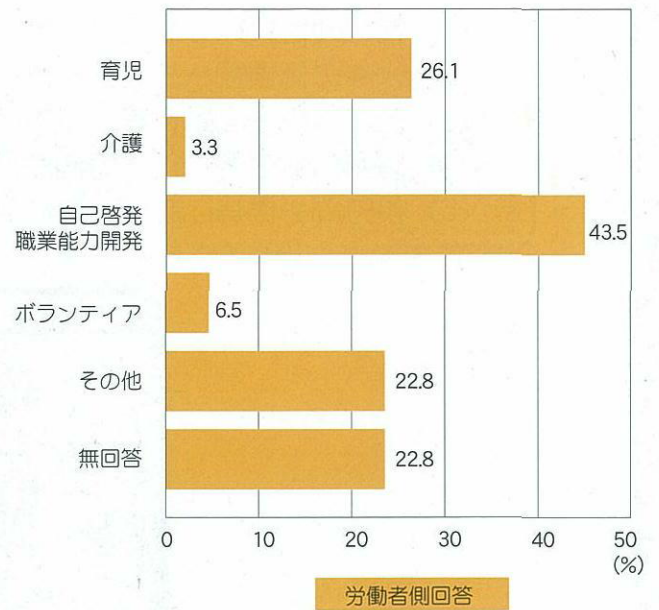
V 家庭と地域等に配慮した職場環境整備
子育て・介護しやすい職場環境づくりや学校行事や地域等での活動に参加しやすい職場環境の整備を図りましょう。

「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」
(中国・四国ブロック)

(1) 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現が必要な理由 (複数回答可)



(2) 仕事と生活の調和が図られたらやりたい事 (複数回答可)



中国・四国ブロック仕事と生活の調和推進会議委員名簿

- 五十嵐 美知義 日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
- 池田 久美子 日本労働組合総連合会広島県連合会女性委員会副委員長
- 小野 敏行 岡山県経営者協会 専務理事
- 国近 匠 日本労働組合総連合会広島県連合会事務局長
- 小松 義明 日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
- 杉本 宗之 日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長
- 曾根 幹子 広島市立大学国際学部助教授
- 寺山 洋一 香川大学法学部教授
- 中野 博之 広島県経営者協会 専務理事
- 日野 佳恵子 株式会社ハー・ストーリー 代表取締役
- 松坂 敬太郎 ヒロボー株式会社 代表取締役
- 水田 基 日本放送協会広島放送局企画総務室長
- ◎森川 譚雄 広島修道大学商学部教授
- 山田 修平 鳥取短期大学学長
- 渡辺 泰方 高知県経営者協会 専務理事
- ※ 50音順
- ◎議長
- 事務局 広島労働局労働基準部監督課